

施設利用に当たっての利用制限について

障害者会館の貸出の再開に当たり、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当面の間、以下のとおり利用を制限させていただきます。

ご利用の皆様にはご不便をお掛けいたしますが、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

1 利用人数の制限

人の接触を避け、2メートルを目安に対人距離を確保するため、利用人数を制限します。具体的には、一人当たりの専有面積を約4平方メートルとし、貸室面積から利用人数を割り出した人数かつ現定員の2分の1以下を利用人数の上限とします。

また、利用人数の制限に伴う利用料金の減免は行いません(6/19 追記)。

障害者会館における利用可能人数は以下のとおりです。

部屋名	利用可能人数(上限)	備考
会議室 A	14人	2部屋を連結して利用する場合は 28人まで
会議室 B	14人	
会議室 C	15人	
和室	12人	

2 利用を再開する集会室等の要件

- (1) お互いの間隔を2メートル程度(最低1m)確保し、身体の接触を避けることができること(6/19 追記)
- (2) 近距離での会話や大声での発声、歌唱を避けることができること
- (3) 料理や飲食を伴う会議(熱中症予防のための水分補給は可能)等の利用でないこと
- (4) 定期的に換気(機械による換気含む)ができる状態にあること
- (5) 利用にあたってはマスクの着用を徹底すること

※1 要件(1)を満たすことができないため、社交ダンス、かるた、囲碁・将棋などの活動による利用は中止とする。ただし、令和2年7月1日利用分より、社交ダンス、囲碁・将棋については、お互いの距離を保ち、身体接触や近距離での会話を伴う活動でない場合のみ利用可能とする(6/19 追記)。

※2 要件(2)を満たすことができないため、声楽・コーラス、詩吟、謡曲、カラオケ、演劇、朗読などの活動による利用は中止とする。

※3 ※1 及び※2 であげた事例以外でも、利用施設の管理者が(1)～(5)のいずれかの利用要件に該当しないと判断した場合は、利用を認めないものとする。

3 ご利用になれない方

- (1) 平熱より高い発熱がある方
- (2) 体調がすぐれない方(例:発熱・咳・咽頭痛・味覚障害等の症状)
- (3) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる方
- (4) 入国制限・観察期間等がある海外から2週間以内に帰国された方又は当該者と濃厚接触した方

4 利用時の注意事項

- (1) 部屋の定員を守ること
- (2) 利用者同士の距離を2メートル以上あけること
- (3) 利用前・利用後には手洗いをすること
- (4) 近距離での会話をはじめ、発声、演奏などの活動を行わないこと
- (5) 握手や肩を組むなどの接触を避けること
- (6) 咳エチケット、マスクの着用を徹底すること
- (7) 飲食は行わないこと(熱中症予防のための水分補給は除く)
- (8) 施設の使用時、定期的に換気を行うこと(施設管理者の指示に従い実施)
- (9) 共有スペース(通路、給湯室など)での長時間の滞留や大声での会話は控えること
- (10) 利用中に発生したゴミは利用者が自宅まで持ち帰ること
- (11) 代表者は当日の利用者名簿を作成し、少なくとも一か月は保管すること
- (12) 利用後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに利用施設の管理者に報告すること